

第2章 業種別配慮指針

事業者は、環境の保全および創造に関し、事業活動のなかで環境に配慮した自主的な取り組みを積極的に進めることが求められています。事業者が地域合意を得ながら事業を円滑に進めるためにも、環境配慮への取り組みを社会的なルールとすることが必要であり、また消費者の企業選択等においても、環境に配慮した事業活動がその条件となりつつあります。

事業者の活動はその業務形態により、さまざまな環境負荷が考えられます。そこで、業種別配慮指針を以下に示します。なお、行政においても、給食センターのように製品の製造、加工等を行う場合は、業種別配慮指針を参考に、環境配慮に取り組みます。

また、行政、事業者とも事業計画の立案や実施、施設・設備の新設・増設・変更をする場合は、「第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針」(P.123~127)を参照して下さい。



【農業・畜産業】

農地は、生産の場であると同時に、保水機能、生物の生育・生息環境としての機能等、いろいろな機能を有しています。また、農業には、ごみ減量対策の一環として、生ごみを資源として有効利用する役割が期待されています。このような観点から、以下のことに配慮しましょう。

- 初農地の適正な管理を行い、荒廃防止を図る。
- 初生ごみからの堆肥を積極的に利用する。
- 初農薬使用量の削減、有機・低農薬農法の導入を進める。
- 初肥料の包装材等の再利用、適正処理を行う。
- 初家畜糞尿等による水質汚濁や悪臭を防止する。

【鉱業】

土砂採取等の資源採掘業は、自然環境との関わりが大きいことから、事業の計画の段階から以下のことに十分配慮しましょう。また、土取り活動そのものや大型車両の走行にともなう周辺的生活環境への影響に対しても以下のことに配慮しましょう。

- 初貴重な動植物等、自然環境に関する情報を収集し、その結果を踏まえた事業計画を策定する。
- 初土砂等の採取作業から発生する表土の保存を適正に行う。
- 初跡地の緑化、植生の回復等、採取跡地の適正な回復・管理を行う。
- 初生活環境への影響が大きい地域での事業は行わない。
- 初資源採掘にともなう粉じんの飛散、騒音・振動等の防止対策を徹底する。
- 初事業地からの土砂や濁水流出を防止する。
- 初採掘した土砂等の保管時における粉じん発生を防止する。
- 初住宅地内や狭い道路をさけ、適正な運搬ルートを選定する。
- 初事業地周辺、運搬ルートにおける交通渋滞、粉じん、騒音等の防止に努める。
- 初その他、「第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針」(P.123～127)参照。

【建設業】

建設業は、施設の建設をともなう事業活動であり、大規模なものでは土地の改変をともなう場合もあります。「第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針」(P.123～127)を参考に、事業内容に応じて配慮しましょう。

【製造業（製品の加工を含む）】

製造業では、製品の製造段階での環境への負荷を低減することが必要です。さらに、今日では、製品の消費および廃棄段階における環境への負荷の少ない製品を提供することが求められています。また、製品の流通・供給においても廃棄物の発生やエネルギーの消費等の環境負荷を発生しています。このような観点から、以下のことに配慮しましょう。

<製造段階での配慮>

- 初工程内リサイクルを推進する。
- 初有害廃棄物の削減を推進する。
- 初廃棄物のリサイクル、適正処理を行う。
- 初有害物質の使用低減のための製造工程を導入する。
- 初有害な化学物質の適正使用および管理を行う。
- 初製造過程における大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の発生を防止する。
- 初省エネルギー、省資源のため、製造工程の効率化を図る。
- 初製造工程において、廃熱、未利用エネルギーの有効利用を図る。
- 初排水施設、排ガス施設等からの排出物、騒音等について定期的な測定を計画する。
- 初マニュアル作成等、事故や災害の際の汚染防止対策のための準備を行う。



<環境への負荷の少ない製品・サービスの提供>

- 初ライフサイクルに配慮した製品を製造する。
- 初再生資源等、環境への負荷の少ない原材料を積極的に利用した製品を製造する。
- 初製品の長寿命化を図る。
- 初廃棄物の少ない製品、廃棄時に再利用、解体、分別、再資源化しやすい製品を製造する。
- 初有害物質を含まない製品、低公害型の製品を製造する。
- 初焼却処分、埋立処分時に有害物質を発生しない製品を製造する。
- 初省エネルギー、節水型の製品を製造する。
- 初オゾン層破壊物質、温室効果ガスを使用しない製品を製造する。
- 初修理体制の確立等、製品の長期使用のためのサービスを提供する。
- 初自社製品の回収、リサイクル体制を確立する。
- 初製品の環境負荷に関するラベル表示等環境情報の適切な提供を図る。

<製品の流通・供給段階での配慮>

- 初包装・梱包材の削減、回収・再使用を図る。
- 初大量輸送機関利用への転換や効率的輸送等、環境負荷の少ない輸送方法の導入を図る。

【運輸業】

本町では、ものや人の輸送は自動車を中心となっています。このため、自動車の走行による排気ガスや騒音等による地域環境への負荷の低減、二酸化炭素の発生による地球温暖化への影響の低減のため、以下のことに配慮しましょう。

初運輸・流通施設の共同立地等効率的な物流システムを構築する。

初共同輸配送の仕組みづくりや帰り荷の確保等、輸送効率の向上を図る。

初貨物車両は、排気ガスや騒音について、最新規制に適合した車への速やかな代替を図る。

初近距離輸送車、バス等の公共交通機関では、低公害車を積極的に導入する。

初急発進・急停車等の防止やアイドリングストップを励行する。

初貨物車両の過積載を行わない。

初大型車両の住宅地内への通過を避ける。

初集配センター等において、騒音対策や渋滞防止対策等、周辺的生活環境に対する負荷を低減するための対策を行う。

初貨物の梱包・補強材の減量化、再利用、リサイクルを図る。

初公共交通機関では、低床バスの導入、駅のエレベータ設置等、誰もが利用しやすいように配慮する。

【卸売・小売業】

卸売・小売業者は、消費者が使用するとき、ごみの出ない方法で販売することが求められています。また、製造業者と消費者の双方に、環境負荷の低減のための行動を促すことができる立場にあります。このような観点から、以下のことに配慮しましょう。

初再生商品や環境にやさしい製品の販売を促進する。

初消費者に対し、環境にやさしい製品や製品に係る環境影響について適切な情報提供を行う。

初簡易包装の実施、詰め替え売りや量り売り等の実施により、包装材の削減を行う。

初買い物袋利用者への優遇制度等、消費者の環境への貢献を促進する取り組みの整備に努める。

初消費者からの再生資源の回収、リサイクルを促進する。

初発注の計画化等、物流の効率化や低公害車の使用に努める。

初食品を加工して販売する場合、生ごみの分別、堆肥化等のリサイクルを推進する。

初食品を加工して販売する場合、調理油や残飯等の食物を排水に流さない、環境にやさしい洗剤や石けんを利用するなどの排水対策を実施する。

初発生したごみの再生利用、適正処理を行う。

初包装・梱包材の削減、回収・再使用を図る。

初大量輸送機関利用への転換や効率的輸送等、環境負荷の少ない輸送方法の導入を図る。

【飲食店】

飲食店等では、生ごみ等の処理、厨房からの排水等について、以下のことに配慮しましょう。

初発注の計画化等、物流の効率化や低公害車の使用に努める。

初割り箸や生ごみの分別、堆肥化等のリサイクルを推進する。

初調理油や残飯等の食物を排水に流さない、環境にやさしい洗剤や石けんを利用するなどの排水対策を実施する。

初カラオケや放送等による近隣への騒音の防止に努める。



【サービス業】

サービス業における一般的な環境負荷は、事業所における事務作業やエネルギーの使用にともなうものが中心となっています。そこで、以下のことに配慮しましょう。

初広告やチラシ、事務作業には再生紙を利用するとともに、使用量の削減に努める。

初利用者に、公共交通機関を利用するよう呼びかける。

初カラオケや放送等による近隣への騒音の防止に努める。

初看板等の広告物の設置については、周辺の景観との調和に配慮する。

初省エネルギー、節水に努める。

初「第1章 1.(2) 事業者および行政における配慮指針」(P.85～87) 参照。

【研究施設】

大学や民間企業の研究施設では、いろいろな物質が使われています。保管・使用・処理の段階で、以下のことに配慮しましょう。

初有害な化学物質等の適正な使用および管理を行う。

初有害な化学物質等について、適正に処理する。

初研究排水等の処理に、クローズドシステム*を採用する。

初排水施設、排ガス施設等からの排出物等について定期的な測定を計画する。

初事故や災害の際の汚染防止対策について、マニュアル作成等を行う。

*クローズドシステム

排水や排気等を回収、浄化処理し、再利用することにより系外への排出を行わないシステム。